

概 要

請求人に対して行った休業補償給付に関する処分のうち、一部期間についてじん肺進行度が確認でき、かつ、時効による権利が消滅していない療養により休業を要した日であるとして、不支給とした原処分の一部を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、建設労働者として、その後事業主として、主として建設現場でののはつり作業に従事していたが、平成〇年頃、胸が苦しくなって〇病院に受診したところ、「珪肺症」と診断され加療していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に、監督署長に対して、傷病名を「じん肺症（珪肺症）」（以下「本件疾病」という。）として、休業補償給付を請求した。

監督署長は、請求人がそれまでにじん肺管理区分の決定申請を行っていなかったことから、じん肺の程度についてじん肺診査医の所見を求めたところ、じん肺進行度はじん肺管理区分の「管理4」相当、症状確認日は平成〇年〇月〇日と通知された。

監督署長はこの通知を受けて、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとした上で、請求のあった平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付については症状確認日以前の請求であるため、また、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付については時効のため、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、本件審査請求に及んだものである。

2 審査請求の理由

請求人は、監督署長が請求人に対して決定した不支給処分のうち、時効にかからない期間の不支給処分の取消しを求める趣旨であるとした上で、本件審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

症状確認日以前より、著しい肺機能障害があり、そのために在宅酸素療法を施行しており、機械的に症状確認日以前を一律不支給処分としたのは間違いである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、審査請求の理由として、著しい肺機能障害があり症状確認日以前を一律不支給としたのは間違いであるとの主張であるが、本件は、じん肺合同審査にて、管理4相当、肺機能障害F++、症状確認日は肺機能検査の日である平成〇年〇月〇日との審査結果に基づいて決定したものである。

4 審査官の判断

請求人は、建設労働者・事業主として、主として建設現場でののはつり作業に従事しており、労働者期間中の最終事業場で、請求人の従事した業務は粉じんを発生させる業務であった。

請求人は、平成〇年〇月以来、「じん肺症」の病名で病院にて加療を受けてきたことが確認できる。

請求人について、局医の鑑定意見及び地方じん肺診査医の意見より、平成〇年〇月〇日時点で既にじん肺による著しい肺機能の障害があると認められるに至っていると考えることが妥当であると考えられる。

監督署長はじん肺合同審査により、「管理4相当、肺機能障害F++、症状確認日は肺機能検査の日である平成〇年〇月〇日である。」とされた結果を受けて、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであると認定した上で、休業補償給付については症状確認日である平成〇年〇月〇日より前の請求であるため不支給処分を行ったものであるが、請求人のじん肺進行度は、不支給とされた期間の内、少なくとも平成〇年〇月〇日には、「エックス線写真の像が第1型以上で、じん肺による著しい肺機能障害があると認められるもの」に当たり、管理4相当に至っていたものと考えられる。

休業補償を受ける権利は、業務上の傷病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日ごとに発生し、その日ごとに発生する受給権について、それぞれ、その翌日から時効が進行し、発生の翌日から2年を経過したとき時効のため消滅するとされ、保険給付請求書の提出があったときに、受給権の時効の問題はなくなるとされるが、請求人が保険給付請求書を提出したのは、平成〇年〇月〇日であり、平成〇年〇月〇日までの日については、休業補償を受ける権利が消滅している。

よって、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間は、じん肺進行度が確認でき、かつ、時効による権利が消滅していない療養により休業を要した日であると認められる。

以上より、監督署長が請求人に対してした休業補償給付に関する処分のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に係る処分は取り消し、その他の部分については棄却する。